

個人番号（マイナンバー）の受取について

平成 27 年 10 月より、個人番号（以下、「マイナンバー」という。）が日本国内の全住民に割り当てられ、平成 28 年 1 月より、順次利用が開始される社会保障・税番号制度（以下、「マイナンバー制度」という。）がスタートします。皆様のマイナンバーは、各市区町村からまもなく郵送される模様ですが、以下、受取時等の注意点についてまとめましたので、ご確認いただき確実に受領願います。

なお、職員をはじめ、対象となる学生の皆様へは、後日、改めて本学からマイナンバーの提供依頼をさせていただきますのでご協力下さるようお願いいたします。

1. マイナンバーとは

税・社会保障・災害対策分野で、個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用される 12 桁の番号で、日本国内に住民票を有する 1 人 1 人（外国籍の方も含む）に割り当てられる一生使う大切な番号です。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、原則変更されません。

2. マイナンバーの提供

企業等事業者は、法が定める各種申請・届出等にマイナンバーを記載し、関係機関へ提供する義務があります。本学も事業者として勤務する職員や TA・RA 等に従事する対象学生等から、その方々の扶養家族分も含めてマイナンバーをお知らせいただく必要がありますので、後日、提供依頼についてご案内します。

なお、法が定める手続き以外の収集・提供は禁止されていますので、他人にむやみにマイナンバーを提供してはいけません。マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意して下さい。

3. マイナンバーの受取

マイナンバーが記載された紙製の「通知カード」が、住民票の住所に簡易書留（世帯主宛）で届きます。各市区町村では、概ね平成 27 年 11 月末頃までに届くよう取り組んでいる模様ですが、受取時にご不在の場合は、郵便局での保管期限内に、郵便物ご不在連絡票に基づき再配達等の手続きをし、確実に受領して下さい。

なお、以下、3 つが入っていますので確認して下さい。

- ①通知カードと個人番号カード交付申請書
- ②個人番号カード交付申請の返信用封筒
- ③ご案内

券面イメージ

通知カード	
個人番号	0123 4567 8901
氏名	番号花子
住所	〇〇県〇〇市△△町◇◇丁目〇番地
平成 10 年	3 月 31 日生
性別	女
発行	平成 27 年 10 月 NN 日
	〇〇市長

4. 個人番号カードの申請

「個人番号カード」とは、申請により交付を受けることができる IC チップ付きカードです。表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されており、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、今後、国や自治体の各種サービスへの利用拡大が検討されており、利便性の観点から交付を受けることを推奨いたします。申請方法は郵送のほか、パソコン・スマホから申請可能ですが、詳しくは通知カードに同封の「ご案内」で確認して下さい。

5. 個人番号カードの交付

個人番号カードの申請後、住民票の住所の市区町村から、個人番号カードの交付準備ができたことを知らせる通知が届き、平成 28 年 1 月以降、市区町村の窓口で交付を受けることができます。初回発行は無料で受け取れますが、その際には、以下の 3 つが必要となります。

- ①マイナンバーの「通知カード」
- ②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③運転免許証などの「本人確認書類」

参考：マイナンバー制度概要等の政府広報

- 政府広報オンライン マイナンバー特集ページ

「いよいよマイナンバー制度が始まります」

http://dwl.gov-online.go.jp/video/cao/dl/public_html/gov/pdf/tokusyu/mynumber/pamph/0005b_all.pdf

- 内閣官房 マイナンバー特設ページ

「マイナちゃんのマイナンバー解説」

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/20150522_kaisetu.pdf

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/summary_siryou.pdf（サマリー版）

【本件お問い合わせ先】

総務企画部法務課文書審査係

TEL : 022-217-5122

E-mail : hoki2@grp.tohoku.ac.jp